

## 【寺田駅前まちづくり協議会会則】

令和元年5月26日

(名称)

第1条 この会は、寺田駅前まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、寺田駅前を「安全に住み続けられる、魅力あるまち」としていくために、城陽市（以下「市」という。）と協働でまちづくりを進めるものとする。

(会員)

第3条 協議会は、次に掲げる者によって構成する。

- ①近鉄寺田駅周辺に居住する者。
  - ②近鉄寺田駅周辺で事業を営む者。
  - ③近鉄寺田駅周辺の土地・建物を所有する者。
  - ④まちづくりに関心があり、協議会活動、又は協力できる者。
  - ⑤まちづくりに関して専門的な知識を有する者。
- 2 会員の入会及び退会については、その都度定例会で申出するものとする。

(協議会の活動)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次のことを行う。

- ①まちづくりを進めるために必要な学習・調査研究・企画立案を行うこと。
- ②寺田駅周辺の住民や事業者等に対してまちづくりの啓発・普及活動を行うこと。
- ③まちづくりについて地域住民の窓口となり、地域住民の意見を広く取り入れながら、市と協働でまちづくり活動を行うこと。
- ④その他、まちづくりを進めるために必要な検討及び実施。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長若干名、事務局長1名、部会責任者若干名、会計若干名、庶務若干名、監事1名を置くこととする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ①会長は協議会を代表し、協議会の運営を統括し会議の議長を務める。
- ②副会長は会長を補佐し、会議の円滑な運営に努める。
- ③事務局長は会計及び庶務を統括し、協議会の内外への連絡等を管理する。
- ④部会責任者は各専門部会の運営を統括する。
- ⑤会計は協議会の出納事務の執行管理を行う。
- ⑥庶務は協議会の事務、会議録の作成及び会員との連絡調整を行う。
- ⑦監事は協議会の経理を監査する。

(役員の仕事方法及び任期)

第7条 役員は会員の互選により総会において選任する。

- 2 役員の仕事期間は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 役員が仕事期間の途中で退任したときは、協議会から役員会において、補欠を選任することができる。補欠選任された役員の仕事期間は前任者の残存期間とする。なお、補欠選任された役員については、次回定例会にて報告するものとする。

(顧問及び相談役)

第8条 協議会は、顧問及び相談役を置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は総会、役員会、定例会で構成する。

(総会)

第10条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会は毎年1回以上開催するものとし、会則の改廃、予算、その他重要事項について審議し決定する。

(役員会)

第11条 役員会は会長、副会長、事務局長及び部会責任者で構成する。

- 2 役員会は必要に応じ随時開催し、会長が召集する。
- 3 役員会は協議会の運営に関する必要事項を審議し決定する。

- 4 定例会に付すべき事項の協議に関する事。
- 5 協議会の活動を円滑に進めるために、専門部会を設置する。

(定例会)

- 第12条 定例会は役員及び会員で構成する。
- 2 定例会は、会長が召集する。
  - 3 定例会の議事は、次のとおりとする。
    - ①まちづくりの推進及び普及に関する事。
    - ②定例会に付託された事項の調査・研究及び立案に関する事。
    - ③協議会の連絡・調整に関する事。

(会議の運営)

- 第13条 議長は多数の意見を聞くために発言時間を制限することができる。
- 2 議長は会議の円滑な進行を図るため、協議会の議事を混乱させ、妨害する者に対し、退場を求めることができる。
  - 3 会議において必要と認められた事項は、随時会員に知らせ、意見を求める。
  - 4 会議において決定すべき事項は、合意に向け努力する。決定の採択は委任状を含め出席会員の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決定する。
  - 5 協議会の会議は公開とする。
  - 6 協議会は、必要に応じて、市の職員から意見を聞くことができる。
  - 7 協議会は、必要に応じて、市に対して専門家の出席や資料の提供を求めることができる。

(会費等)

- 第14条 会費は、1家族につき年間1,000円、団体会員は、1団体につき3,000円とする。
- 2 協議会の運営費は、会費、寄附金及び補助金その他の収入をもってこれに充てることとする。また、会費は、協議会の解散時に精算することとする。
  - 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとする。

(事務局)

第15条 事務局は協議会内に置くこととする。

2 協議会は事務局の補佐を城陽市の所管部署に要請することができる。

(協議会の解散)

第16条 協議会は目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することとする。

(会則の改正)

第17条 この会則に変更の必要が生じたときは、協議会において検討のうえ改正するものとする。

附則

本会則は、平成15年10月29日から施行する。

附則

本会則は、平成19年5月13日から施行する。

附則

本会則は、平成21年5月10日から施行する。

附則

本会則は、平成27年5月24日から施行する。

附則

本会則は、令和元年5月26日から施行する。